

# 令和3年度「中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金」

## 公募について

### 公募要領

#### ○公募期間

令和3年5月6日（木）～令和3年5月21日（金）

#### ○提出先

〒600-8813

京都府京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター1F  
公益財団法人 京都産業21 事業成長支援部 企業支援グループ

#### ○締切日

令和3年5月21日（金）

#### ○提出方法

- \*持参の場合： 令和3年5月21日（金）までの  
平日：午前9時～正午、午後1時～午後5時
- \*郵送の場合： 令和3年5月21日（金）の当日消印有効
- \*締切日の午後5時までの電子メールによるデータ提出も可。

令和3年5月

公益財団法人 京都産業21

## はじめに

○本公司要領では、経済産業省発行の令和3年度「中小企業等海外出願・侵害対策支援事業費補助金実施要領」(以下「実施要領」という。)に基づき、補助金事業としてご応募いただく前に最低限ご理解いただきたい点を要約し、併せて京都府としての公募日程などを記しています。

従いまして、原本である実施要領は必ずご一読をお願いします。

○中小企業者等海外出願・侵害対策支援事業は、特許庁からの補助金を受けて都道府県の中小企業支援センター等(公益財団法人京都産業21(以下「財団」という。)、公益財団法人京都高度技術研究所(以下「ASTEM」という。)及び独立行政法人日本貿易振興機構(ジェトロ)(以下「JETRO」という。))が実施する事業です。

センター	対象事業者
当財団：	京都府内に本社を有し事業を実施している中小企業者
ASTEM：	京都市内に本社を有し事業を実施している中小企業者
JETRO：	全国の中小企業者

○応募に当たっては、上記対象事業者の区分に応じ財団と ASTEM 、 JETRO のいずれにも応募することは可能ですが、当財団と ASTEM 、 JETRO との間で同一案件の併願(重複)はできません。

また、一企業あたりの補助金上限額については、財団、ASTEM 及び JETRO の合計額となります。(5ページ、5. 補助率、補助上限額、補助対象経費)

(2) 「補助上限額」参照

○補助金申請額は助成対象経費の 1/2の金額になります。その際の1,000 円未満は切り捨てます。

○日本国特許庁への出願経費及び消費税、海外付加価値税(VAT)等は補助対象になりません。

○交付決定(採択)前に海外出願した案件(事前着手)は対象になりません。

また、交付決定前に発生した費用(例えば翻訳費等)についても補助対象になりません。

○交付申請時の内容で審査委員会を経て採択されるため、交付決定(採択)後の内容変更はできません。予め弁理士と十分にご相談の上申請をお願いします。

(例：見積書に記載した現地代理人を使わず、別の現地代理人に依頼する等)

## 1. 事業の目的

京都府内の中小企業者等による産業財産権に係る外国出願（特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）及び事業協同組合、商工会、商工会議所及び特定非営利活動法人（以下「NPO」という。）が行う地域団体商標の外国出願を支援することによって、府内の中小企業者等の海外事業展開を促進します。

## 2. 事業の概要

中小企業者等が外国への事業展開等にあたり行う産業財産権に係る外国出願（特許、実用新案、意匠、商標、冒認対策商標）に要する経費を1/2以内（権利ごとの助成上限額以内）で助成します。（5ページ、5. 補助率、補助上限額、補助対象経費参照）

## 3. 補助対象者の条件

以下の（1）若しくは（2）を満たす中小企業者等であること。

### （1）中小企業者による外国出願

外国出願を予定しており、以下の①～⑥の条件を全て満たしている者

- ①中小企業者（注1）又は「中小企業者で構成されるグループ」（構成員のうち中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者）であること。
- ②みなし大企業に該当しないこと。（注2）
- ③京都府内に本社を有し事業を実施していること。
- ④補助金交付を受けるにあたり、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力を受けられること。（国内弁理士等に依頼しない場合は、申請者自身が間接補助金交付確定に必要な書類の提出ができることを条件とする。）
- ⑤補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力すること。
- ⑥「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと。

（注1）中小企業支援法第2条第1項～3項に規定される中小企業者

業種	定義
製造業、建設業、運輸業 その他（下記以外）	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
ゴム製品製造業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が900人以下の会社及び個人
卸売業	資本金の額又は出資の総額が1億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
小売業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が50人以下の会社及び個人
サービス業（下記以外）	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が100人以下の会社及び個人
ソフトウェア業又は 情報処理サービス業	資本金の額又は出資の総額が3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人
旅館業	資本金の額又は出資の総額が5千万円以下の会社又は常時使用する従業員の数が200人以下の会社及び個人

(注2) 「みなし大企業」とは以下に該当する企業です。

- ①発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（※）が所有している中小企業者等
- ②発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業（※）が所有している中小企業者等
- ③大企業（※）の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- ④資本金又は出資の総額が5億円以上の法人に直接又は間接に100%の株式を保有される中小企業者等
- ⑤間接補助金申請時において、確定している（申告済みの）直近過去3年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が15億円を超える中小企業者等  
（※）大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。
  - ・中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
  - ・投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

## （2）地域団体商標に係る外国出願

- ①地域団体商標の外国出願を予定しており、以下の(i)から(iii)のいずれかに該当し、京都府内で設立されている者
  - (i)事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合
  - (ii)商工会、商工会議所
  - (iii)特定非営利活動法人（NPO法人）
- ②補助金交付を受けるにあたり、外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等の協力を受けられること。（国内弁理士等に依頼しない場合は、申請者自身が間接補助金交付確定に必要な書類の提出ができることを条件とする。）
- ③補助事業完了後の状況調査に対し、積極的に協力すること。
- ④「暴力団排除に関する誓約事項」に記載されている事項に該当しないこと。

## **4. 補助対象事業**

以下の（1）及び（2）の要件を満たす外国出願

- （1）既に日本国特許庁に行っている国内出願を基礎として、採択・交付決定後かつ期限内に（ア）～（エ）のいずれかの外国出願を行う予定の事業
  - (ア) パリ条約等に基づき優先権主張等をして行う外国特許庁への出願  
パリ条約等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して行う外国出願。ただし商標登録出願の場合には、必ずしも優先権の主張は要しません。

(イ) 特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）

ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み国内移行する案件に限ります。

受理官庁へのPCT出願及び国内移行までの各手続（国際段階の各手續）については本補助金では対象外となります。

(ウ) ハーグ協定に基づく外国特許庁への国際意匠出願

「既に日本国特許庁に行っている出願」には、ハーグ協定に基づく国際出願時に日本国を指定締約国とするものを含みます。

(エ) マドリッド協定議定書に基づく国際商標出願（マドプロ出願）

日本国特許庁を受理官庁として行う国際商標登録出願前に補助金申請が必要です。

（2）外国特許庁への出願の基礎となる国内出願と予定している外国特許庁への出願の出願人名義が同一であり、かつ共に申請者である中小企業者の名義であること。

**注意**

- 申請時点において、既に日本国特許庁へ出願済であって、かつ本補助金の交付決定後、期限内に外国特許庁へ同一内容の出願を行う予定の案件が補助対象となります。従って、財団からの交付決定前に海外出願した案件は補助対象となりません。
- 外国への第1国出願（日本国特許庁への基礎出願がないもの）は補助対象とはなりません。
- 優先権主張期間内に優先権を主張して外国特許庁へ出願する案件が補助対象となります（商標登録出願を除く）。

**5. 補助率、補助上限額、補助対象経費**

（1）補助率

補助対象経費の2分の1以内とする。

ただし、1,000円未満は切り捨てです。

（2）補助上限額（消費税除く）

1企業に対する1会計年度の補助金の総額	300万円/年
1出願（案件）に対する1会計年度の補助金の総額	<ul style="list-style-type: none"><li>○特許出願 150万円/件</li><li>○実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願（冒認対策は除く。） 60万円/件</li><li>○冒認対策商標 30万円/件</li></ul>

### 注意

#### ○案件の数え方について

- ・ Aという基礎出願について、米国、欧州、中国の3カ国に出願する場合は1案件として計算
- ・ Bという基礎出願について米国に出願、Cという基礎出願について別途米国に出願する場合、2案件として計算

#### ○採択された場合でも、予算の都合等により補助金額が減額されることがあります。

○他の事業者と共同で外国特許庁への出願を行う場合には、申請者の持ち分比率に応じた額（かつ補助対象者が負担した額の範囲内）を補助対象経費とします。

### (3) 補助対象経費の区分

下記の費用が補助対象経費として認められています。

外国特許庁への出願手数料	外国特許庁への出願に要する経費
現地代理人費用	外国特許庁に出願するための現地代理人に要する経費
国内代理人費用	外国特許庁に出願するための国内代理人に要する経費
翻訳費用	外国特許庁に出願するための翻訳に要する経費
大臣等が必要と認める経費	本事業を実施するために大臣等が特に必要と認めた経費

### 注意

#### 【補助対象として認められない経費】

##### ○交付決定日以前に発生し、支払を行った費用（事前着手は対象外）

##### ○一度外国特許庁に出願料を支払った後、追加的に外国特許庁に支払う費用

（例：後日行った審査請求に係る費用、出願に不備等があった場合の補正費用等）

##### ○仲介手数料、第三国の代理人へ支払った費用

国内外代理人の仲介手数料は、原則対象外

##### ○日本国特許庁への出願に要する経費（PCT出願に要する国際出願手数料、ハーグ協定に基づく意匠の国際出願に係る手数料の一部、マドリッド協定に基づく国際商標登録出願に要する本国官庁手数料、優先権証明書の発行費用等を含む。）

##### ○国内代理人費用等にかかる消費税

##### ○外国における付加価値税（VAT）

## 6. 申請手続き等の概要

(1) 受付期間 令和3年5月6日（木）～令和3年5月21日（金）

(2) 提出先

〒600-8813

京都府京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター1F

公益財団法人 京都産業21 事業成長支援部 企業支援グループ

### (3) 提出方法及び期限

①持参期限：令和3年5月21日（金）までの平日

午前9時～正午、午後1時～午後5時

②郵送期限：令和3年5月21日（金）の当日消印有効

③電子メール期限：令和3年5月21日（金）の午後5時までの着信

※午後5時以降の着信は受け付けません。

宛先：[sangaku@ki21.jp](mailto:sangaku@ki21.jp) 件名：R3海外出願交付申請（申請者名）

#### 注意

持参・郵送される場合でも、事前審査のため、まず電子メールにてデータでご提出ください。（締切日を待たずに早めのご提出をお願いします。）

締め切り日時を過ぎた提出（電子メール送付を含む）は一切受け付けません。

### (4) 提出書類（各書類の詳細に関しては、「交付申請書類チェックシート」に詳しく記載されていますので併せてご参照ください。）

以下の①間接補助金交付申請書（含む役員名簿、資金計画）、②協力承諾書並びに③添付書類（申請者の概要及び外国出願に関する書類）の提出をお願いします。

（下記様式は「様式集」に記載）

#### ① 間接補助金交付申請書（様式第1-1）

（→冒認対策商標の場合は様式第1-2を使用のこと）

##### ○役員等名簿（様式第1-1の別添）

（→冒認対策商標の場合は様式第1-2の別添を使用のこと）

##### ○別紙資金計画（京都産業21仕様）

#### ② 協力承諾書\*（様式第1-1の別紙第1）

（→冒認対策商標の場合は様式第1-2の別紙第1を使用のこと）

\*「選任代理人に依頼しない場合」は、この協力承諾書は提出不要です。

ただしこの場合、選任代理人に代わって申請者自身が外国出願を行い、

「記」以下に記載されている書類を全て自分で用意することを意味します。

なお、非弁理士が他人の求めに応じて報酬を得て国際登録出願を業として行うことは弁理士法で禁止されているのでご注意ください。

③添付書類一覧（原本での提出は不要。）

資料No.	添付書類	法人	個人事業者	事業協同組合	商工会・商工会議所	NPO法人
a	登記簿謄本（謄本記載の内容に変更がない場合に限り、発行日の期間は問わない）	<input type="radio"/>			<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	住民票（マイナンバーの記載のないもの、内容に変更がない場合に限り、発行日の期間は問わない）		<input type="radio"/>			
	定款			<input type="radio"/>		
b (*1)	事業概要	<input type="radio"/>				
	事業者の概要		<input type="radio"/>			
	組合員名簿			<input type="radio"/>		
c (*6)	直近2期分の決算書 (貸借対照表及び損益計算書) 等の写し等	<input type="radio"/>		<input type="radio"/> (*5)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
	直近2年分の確定申告書の控え等		<input type="radio"/>			
d	外国特許庁への出願の基礎となる国内出願に係る出願書類(*2)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
e (*3)	外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
f (*4)	先行技術調査等の結果	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
g	外国特許庁への出願が共同出願の場合は、持ち分割合及び費用負担割合の明記がある契約書等	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>

(\* 1) 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されている\*パンフレットによる代用が可能。(\*パンフレットで代用する場合、8部を別途郵送にて提出する。)

(\* 2) PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類、国際報告書、見解書。日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」(INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE)。

(\* 3) 「見積書等」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。また、交付申請書の「9. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載すること。

(\*4) 「先行技術調査等の結果」では、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないことを事前に証明する必要がある。従って、調査結果のみならず、調査種類、調査対象範囲、調査実施者等も記載する。

なお、\*J-PatPat（特許情報プラットフォーム）による検索結果の写し、PCT国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願が既に登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能。

(\*J-PatPatは国内出願分のみ検索のため、海外の調査結果についてはTM-VIEW等別途検索資料の提出が必要となる。)

(\*5) 認可庁等に報告しているもの。

(\*6) 設立間もないため決算書がない場合、事業計画書を提出する。

## 7. 選考基準

申請者からの申請内容を、外部の有識者で構成する審査委員によって審査委員会で評価を行い、採択者を決定します。評価の基準は以下のとおりです。

<選考基準>

- ①先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。
- ②補助を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画していること。  
または、補助を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有していること。
- ③産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

### 注意

<過去において本補助金の支援実績のある事業者に対してのみ>

今年度より、交付申請書（様式1-1又は様式1-2の2項）で申請いただく「過去における本補助金の支援実績」において、「実績あり」の場合で、査定状況報告書、フォローアップ調査表を提出されていない事業者の申請は採択できなくなり、以下の対応となります。

- 「査定状況報告書」未提出の場合は、申請時までにご提出下さい。
- 「フォローアップ調査表」

対象事業者（平成27年度～平成31年度採択）であるのに令和2年度のアンケート未回答の事業者は、今年度は採択できません。ただし、令和3年度に実施するアンケートを提出いただければ来年度は申請できます。

（平成26年以前と令和2年度採択事業者は、今年度は、アンケートの提出は不問です。）

## 8. 採択

①採択となった場合、財団から交付決定通知を送付します。

交付決定日以降に弁理士への発注や支払い、外国出願を行って下さい。

補助対象期間（採択・交付決定後かつ令和3年12月20日〔月〕まで）以外で上記事項を行った経費は対象外となります。

②採択となった場合、採択の企業名、所在地、採択事業の種別（特許等）は公表いたしますのでご了承下さい。

（採択件数、交付決定金額についても公表することがあります。）

## 9. 問合先

〒600-8813

京都府京都市下京区中堂寺南町134 京都府産業支援センター1F

公益財団法人 京都産業21 事業成長支援部 企業支援グループ

電話： 075-315-9425

午前9時～正午、午後1時～午後5時 （土、日、祝日を除く）

## 10. 事業スケジュール（予定）

令和3年 4月28日（水） 京都産業21のHPで本補助事業の告知

- ・実施要領（＝約款）
- ・京都産業21公募要領等

5月 6日（木） 申請書（＝契約の申込み）応募開始

5月 21日（金） 申請書応募締め切り（必着、消印有効）

6月 18日（金） 審査委員会開催予定

申請者に本出願に関するプレゼン・質疑応答をしていただきます。時間割等詳細は別途連絡いたします。ご準備をお願いします。

7月初旬頃 採択決定（補助金交付決定通知書＝契約書）

事業開始日は採択決定日以降となります。

12月20日（月） 事業実施完了

令和4年 1月20日（木） 実績報告書の提出締切日

2月中頃 補助金額の確定

以上